

国会から見た経済協力・ODA（10）

～ 日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に（その4） ～

行政監視委員会調査室 たかつか としあき
高塚 年明

1. はじめに
2. 複雑な日韓関係と激しさを増す東西冷戦
3. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等
 - (1) 交渉の経過
 - (2) 基本条約、請求権・経済協力協定等との主たる内容
以上 279号
4. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議
 - (1) 衆参本会議における所信表明及び外交演説及び質疑・答弁
以上 281号
 - (2) 衆参本会議における趣旨説明及び質疑・答弁
以上 286号
 - (3) 衆議院・日本国と大韓民国との間の条約及び協定等
に関する特別委員会における質疑・答弁
以上 本号
 - (4) 参議院・日韓条約等特別委員会特別委員会における
質疑・答弁
5. おわりに

1. はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助（ODA）の歴史は、1955（昭和30）年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ（現ミャンマー）、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、日韓基本条約、請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、十数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質

疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

10 回目の今回は、前回（本誌第 286 号・2008 年 9 月 30 日発行）に引き続き、日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に述べることにする。なお、日韓基本条約、請求権・経済協力協定等に関する国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での審議であり、審議日数及び審議時間もかなり多いため、数回に分けて紹介することとしたい。今回の「その 4」においては、衆議院の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会における質疑・答弁の主たる内容を紹介する。「その 5」において参議院の日韓条約等特別委員会における審議を紹介することとする。

4 . 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議

第 50 回国会（臨時会）召集日の 1965（昭和 40）年 10 月 5 日、日韓間の「基本関係条約」、「漁業協定（2 交換公文を含む）」、「請求権及び経済協力協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇協定」、「文化財及び文化協力協定」、「紛争解決に関する交換公文」の 6 つをまとめて「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件」1 件が、漁業、請求権、法的地位関係 3 法律案とともに国会に提出された。

政府与党が本国会の眼目を日韓条約の批准承認に置いたのに対し、社会党がこれを阻止する方針に出たことから、衆議院では、冒頭まず会期の決定をめぐり早くも対立、次いで政府演説・代表質問の日程、日韓案件の委員会付託方法、さらには条約協定の一括承認方式の是非などをめぐって話し合いは長引き、政府演説が 10 月 13 日、衆議院における代表質疑が同 15、16 日（参議院は 16、18 日）、日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会の設置が 10 月 19 日、本会議における趣旨説明が同 21 日、特別委員会での提案理由説明が同 25 日と、委員会の実質審議に入るまでにかなりの日数を要した。参議院においては、日韓条約等特別委員会の設置が 11 月 13 日、本会議における趣旨説明が同 19 日、特別委員会での提案理由説明が同 22 日に行われた。衆議院の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会は 11 回開会された。

（3）衆議院・日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会における質疑・答弁

主たる質疑項目としては、管轄権の範囲、竹島問題、韓国漁獲能力の増大と韓国経済の発展への対応、国連軍の北上の可能性、財産請求権問題、法的地位の問題、韓国陸軍部隊のベトナム派遣と経済協力の関係、ポツダム宣言・カイロ宣言等と北朝鮮の関係などが挙げられる。中でも、日本人の在韓私有財産に関する財産請求権問題、韓国のみを国籍と認めるとする法的地位の問題に関する質疑・答弁は圧巻である。

ア 管轄権の範囲について

(小坂善太郎君)¹

日韓基本条約第3条により、韓国政府は、第3回国連総会決議第195号によって明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法政府である。韓国では、韓国憲法第3条により、全朝鮮を支配、管轄する政府であると言っており、この点が食い違う。答弁願いたい。

(椎名悦三郎外相)

第195号決議の性質は、韓国という国がどういう性格の国家であるかという趣旨でありこれを基本条約の第3条に援用したものである。つまり、これによって韓国の領域を規定する性質のものではない。韓国憲法第3条は、済州島から鴨緑江に至る全半島に及ぶとしているが、その問題とこの基本条約とは関係はない。韓国としても、事実上、休戦ライン以北には有効な支配、管轄権が及んでいないことを認めており、条約の成文と同国憲法との直接の関係はない。

(小坂善太郎君)

今次の基本条約は、南北が統一された場合は別個のものが条約として結ばれるのか。

(椎名悦三郎外相)

現実に即して考えるべきであり、統一されない原因には深いものがある。全部解決されて統一された場合、自ずからその情勢に応じて考慮されるべき問題である。

(戸叶里子君)²

韓国とは国連決議で決められたような性格のものである。国連決議には領域は入っていない。統一がなされた場合には朝鮮全体に及ぶのだということであろうが、今の領域はどこか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

大韓民国の現在の支配及び管轄権が本来あるべき姿になっていないから、国連でも領域という観念を入れなかったと想像する。領域の定義は明確ではない。管轄権が及ぶ範囲だけを言う場合もあれば、潜在主権が及ぶ範囲を言う場合もあろう。あるいは将来統一されるべき本来の国家の姿の範囲を言う場合もあろう。

(戸叶里子君)

条約を締結するには、事前に領域についても協議しているはずである。管轄権だけの条約の取決めはないはずだ。

(高辻正巳内閣法制局長官)

現実として単一国家朝鮮という国は成立していない。これは現実として否定できない。他方、大韓民国は国連の方針の下に統一国家の実現を期している国家である。外国が単独の判断で大韓民国の領域を認定することはできないが、現在、同国が有効に管轄権を行使している休戦ライン以南が、現実の問題を処理する必要に応じるためにはそれで十分である。

(戸叶里子君)

基本条約の第3条において、なぜ管轄権だけがあり、領域というものを入れなかったの

か。米韓相互防衛条約の第3条に「現在それぞれの行政的管理の下にある領域」というように「領域」を謳っている。基本条約に規定できない理由は、韓国憲法に領土は朝鮮半島全域に及ぶという条項が入っているからではないのか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

領土と領域という言葉は通常同じ意味に使われている。領域という言葉 avoided のは、第3条が根拠としている国連決議で使用されていないべからである。米韓相互防衛条約での領域は国連決議などでエリアと言っているのは全く同じ意味である。

イ 竹島問題について

(小坂善太郎君)³

竹島の周囲 12 海里に韓国側が専管水域を設定するという報道がある。専管水域というのは、そもそも当事者同士が合意の上でなければ設定できないものであると理解する。竹島は我が国の領土であるから、韓国による専管水域などできようもないと考えるが、政府の見解を伺いたい。

(椎名悦三郎外相)

専管水域は国際法上当然認められているものではない。両国間の合意に基づき、お互いに直線基線なら直線基線から何海里と認め合っているものである。我が国としては認めるわけにはいかないし、専管水域が出来上がるはずもない。

(松本七郎君)⁴

竹島問題について、平和的解決の方向が決まったとのことであるが、解決のめどを付けるためにも、「紛争(竹島を含む)」という念の入った規定にすべきだったのではないか。韓国政府の主張を聞いていると「紛争(竹島を除く)」という立場ではないか。それにもかかわらず解決のめどが付いたという根拠は何か。

(佐藤榮作首相)

これは明らかに紛争事件であると思う。韓国側が紛争ではないと言ったから紛争にはならないというものではない。日韓双方が固有の領土であると主張しているから紛争である。第三者から見てこれは明らかに紛争である。

(松本七郎君)

交換公文に規定された紛争の解決方法というのは、少なくとも両国の合意があって初めて進展するものである。それが現実化するという根拠がなければ、国民は納得しないのではないか。宇都宮徳馬代議士が次のように書いている。「両国外交当事者の国民に対する説明は全く食い違っている。もし両国の政府が本心で食い違った説明をしているならば、この条約は両国の合意によって調印されたものとは言えない。お互いに相手の真意を誤解したままの調印であり、両国間の親善の進展により紛争の根強い種をまくことになる。もしも、両国の外交当事者が、真実は一致しながら、国民に対してだけ体裁のいい説明をして国民の目をごまかして推進を完了し、いずれかの国民に不利な条約関係を既成事実として押しつけようとするのであれば、それは自国民に対して不信不実の政治家であり、『売国的』と言われても止むを得ない。」宇都宮氏は、交渉過程を非常に正確につかんだ上で

の断定ではないのか。

(椎名悦三郎外相)

日本側が 30 数回、韓国側が 20 数回抗議文を出している。日韓間にこれほどの紛争はない。いの一番で解決すべき紛争である。国交正常化の後、外交ルートによりこれを交渉し、解決できない場合には調停にかける。調停を始める場合には、両国の合意する方法によって調停者を選び、その結論に基づいて両国が善処するという順序になっており、しっかりとめどがついている。両国の友好的雰囲気が高まるにしたがって、この問題の解決のためにいろいろ手段をとることは非常に容易になると考える。

(松本七郎君)

いかなる調停も拒否するようなことは国際信義にもとる、との論理で詰めていけば問題は解決するということだが、調印した交換公文には竹島は入っていないというのが韓国の解釈ではないか。8月3日の韓国国会での李東元外相の提案理由説明は、以下のとおりである。「独島(竹島)は我が国の厳然たる領土であり、領有権を争う余地はない。日本側は、領有権に関する論争を国際裁判を通じて明らかにしようと、強硬な態度を10余年間継続してきた。政府は、独島が我が国の領土であるから、日本との国交正常化ができないことがあっても、日本の主張を受け入れることはできない。この問題で日本と議論する余地もないことを明らかにし、我々の立場を最終的に貫徹させた。」また、8月5日、独島の問題はこれからどうなるのかとの質問に対する外務部長官の答弁は以下のとおりである。「現政府としては、独島は我々が領有権を有しているが故に、韓日会談の対象となることはないし、また、この政策について今後なんら変わることはない。独島は我が国のものであり、それを日本が了解している。また日本社会党が佐藤首相に対して『売国奴』と非難しているが、私は佐藤首相に独島を売り払った覚えはない。紛争解決のための交換公文があることは確かである。しかし、これは国際会議慣例上の常識である。締結された条約も、時間の経過とともに誤解が生ずることもあり、摩擦が起こることは歴史が証明している。だから、今後、特に漁業問題や請求権問題等において万一誤解が生じた場合、これをどう解決していくかというものである。これには独島が含まれていないことは、椎名外相、佐藤首相も了解した。」日韓友好のためには永久的に棚上げになっても仕方がないというのであれば、それは一つの説明であり、筋が一貫している。しかし、一切受け付けられないという相手を前にして、調停の方法があるから解決のめどがあるとの説明は詐欺、欺瞞と言わざるを得ないのではないか。

(佐藤榮作首相)

野党はどこでも「売国奴」などと同じようなことを言っているように思える。松本さんの朗読を通じて、この問題が紛争であることをよく御承知いただけたと思う。その中で、私自身や椎名外相が、韓国の領土であると了承して調印したという件があるが、全然そのようなことはない。条約というものは、そこに書いてあることにより、その国が規律せられるものであるから、書かれた文字で判断していただく以外にない。

(椎名悦三郎外相)

私も、韓国の領土であると了承した覚えはない。

(榑崎弥之助君)⁵

日本の地図では竹島に専管水域がない。島根、山口等の竹島水域に漁業権を設定している関係漁民は竹島に出漁できるのか。

(坂田英一農相)

この条約発効後に相互に漁業水域を設定することになっているが、紛糾の根本問題がまだ解決していないので、漁業水域の設定についても検討中である。したがって、竹島の周辺ではあまり操業しないような行政を当分続けたい。

(石橋政嗣君)

日本政府としては誠に弱腰の態度を示しているが、韓国の方は、独島周辺にも専管水域はある、そして日本が合意しなければ通常基本線方式によって作ると国会で再三明言している。8月31日の韓国国会の特別委員会において、車農林部長官は「その直線基線を使用することに関する交換公文にない海岸または我が国の領土周辺には、当然通常基線によって専管水域が引かれる。したがって、独島周辺にはその様な専管水域が引かれる。」と答弁している。また、速記録を要約すると、佐藤内閣は大体韓国の意を体している、ということになる。つまり、佐藤内閣は竹島の今後の取り扱いについては交渉当事者であったから、経緯を全部知っている。佐藤内閣は永遠に続くものではないから、新しい内閣ができて、また紛争に関する交換公文に該当すると主張してきても、調停に持ち込もうにも両国政府の合意が必要である。その合意など絶対にするつもりはないとの説明まで加えてあり、有効な手は打ってある、というものである。これでは日本側が実質的に放棄したも同然ではないか。

ウ 韓国漁獲能力の増大と韓国経済の発展への対応について

(小坂善太郎君)⁶

漁業専管水域の大幅な設定、有償協力の9,000万ドルにより、韓国の漁獲能力が急増するのではないか。現在の韓国の漁獲量は45万トンぐらいと聞いており、我が国の670万トンとは大きな開きがあるが、漁業に従事する人の数は我が国の2倍の130万人もあり、漁獲能力が飛躍的に増大した場合、将来我が国にとっても脅威となるのではないか。

(坂田英一農林大臣)

漁獲能力がどの程度まで伸びるかを検討はしているが、現在未だ大きな格差があるので、私どもとしては韓国の漁業の伸展に協力したいと考える。将来の問題としては、輸出、輸入の問題となるだろうが、我が国の漁業に悪影響を及ぼさないよう十分検討を加えてまいりたい。

(小坂善太郎君)⁷

日本の経済が韓国を搾取するという我が国左翼からの議論がある。対米ガリオア・エコア債務を、改めて日本から韓国に対する資本輸出し、南朝鮮に日本の資本市場を設定し、民間企業の進出を可能にする、というものである。こういうばかげた話は考えられない。むしろ、私が心配するのは、韓国と日本の賃金を比べると、韓国の賃金が非常に低い。こうしたことから、韓国の経済が日本の技術と資本を使って伸びていき、日本市場が逆に奪

われる懸念はないか、ということである。それにもかかわらず、日韓の国交正常化はアジアの平和と繁栄のために必要であると考え。総理の見解を伺いたい。

(佐藤榮作首相)

低賃金を基礎に経済が強化されるという点では、かつての日本も同じである。国際競争も大いに歓迎すべきだと思う。長期的な視点に立ち、この経済協力が効果をあげるよう日本が支持しており、隣国の経済が安定することは安全でもあり、繁栄への道をたどるものとする。

エ 国連軍の北上の可能性について

(小坂善太郎君)⁸

今年(1965(昭和40)年)の3月17日に国連軍が領空権を韓国軍に渡しているから、全朝鮮を管轄とするとした韓国憲法から見て、韓国空軍はいつでも北朝鮮を爆撃できるのではないかと、そうならば国連軍が戦争に巻き込まれる、そして吉田・アチソン交換公文により日本は自動的に協力していく、だから戦争になるのだ、という論理が一部で展開されている。国連軍が平和のためのものであって、その性格として北を侵略することはないと考えるが、総理のお考えを伺いたい。

(佐藤榮作首相)

本会議での社会党の井手以誠君の質疑の中に武力北進という言葉があった。しかし、最近の北朝鮮の声明によれば、南北統一は共産主義によってこれを実現するとされており、むしろ、こちらの方が危険ではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

領空権とは耳慣れない言葉であるが、おそらく米軍・国連軍が韓国軍に航空管制に関する技術を委譲したというようなことを意味しているのではないかと。いずれにせよ、北に向かって武力行動をとるということは休戦協定違反であり、韓国も平和的手段によってのみ南北朝鮮統一を図ると繰り返し声明を出している。

吉田・アチソン交換公文は、国連加盟国軍が日本及びその附近において朝鮮における軍事行動を支援することを許す、そしてこれを容易にする、という謂わば許容の面の義務を規定したものであり、日本から積極的に武力その他の方法でこれを援助するという趣旨の規定ではない。

オ 財産請求権問題について

財産請求権から経済協力への移行について

(小坂善太郎君)⁹

講和条約第4条にある請求権の問題は、今次日韓交渉の中で最大の難関であった。14年間の交渉期間の中で5年前まで全く触れられてこなかったことがそれを物語っている。当初は、法的根拠のあるものに限るとされていたが、我が国は敗戦を経験し、また韓国は朝鮮戦争を経験し、証拠書類は消失あるいは散逸していることから、経済協力協定に置き換えた大平・金協定は、誠に天来の妙音と申すか、非常によい協定であったと言えよう。

その経緯をお述べいただきたい。

(椎名悦三郎外相)

当初、韓国側から 8 項目の請求権の内容を提示してきた。しかし、その法律上の根拠及び事実上の証明の問題について、日本側から見れば不明確な点があり、その間にかなり時日も経過しており、朝鮮動乱もあったことから、これをいかに追求しても、究明することが困難であるので、このまま国交正常化をいつまでも長引かすことは両国のためにならない。そこで、大平・金会談において、無償、有償の経済協力を取り決めて、これと並行して請求権の問題は完全かつ終局的に消滅したものとするという大局的見地に立って問題の解決を図った。

(小坂善太郎君)

無償 3 億ドル、有償 2 億ドルの協力は、韓国側では賠償的なものであると言い、我が方はそうではないと言う。この点をどう考えるか。

(椎名悦三郎外相)

経済協力はあくまで経済協力であり、請求権というものの趣旨を貫くことはできない。請求権の問題はこれにより完全かつ最終的に消滅する、これと並行して経済協力という問題が浮かび上がったのである。もし、経済協力協定が賠償的性格を帯びるものであれば、そうしたことが協定の細部に表れるはずであるが、御了解のとおり、これはあくまで経済協力として取り扱っているものである。

(小坂善太郎君)

経済協力の適用される範囲は、韓国が有効に管轄する範囲であるが、ベトナム賠償の場合は、全ベトナムが対象であった。国民の間にはなぜこのように違うのかという疑問がある。この点を説明いただきたい。

(椎名悦三郎外相)

ベトナム賠償は、南ベトナムの支配権が全ベトナムに及ぶという前提の下に取り決められた。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

ベトナム賠償は、国家と国家の関係において、本来の意味の賠償について取り決めたものである。しかるに、今回の財産請求権の問題は、大韓民国の管轄の下にある財産請求権、そして日本の財産請求権の処理をいたしたものであり、賠償とは全然性格を異にするものである。なお、ベトナムの場合でも、供与されるものは、実際には(南)ベトナム政府が管轄している地域にしか及び得ないのであり、請求権と並行して取り決められた経済協力も、その実施は実際上北には及ばないことになる。

(横道節男君)¹⁰

1961(昭和 36)年 11 月、池田・朴会談において、法的根拠があるものに限るということが一応合意された。法的根拠のあるものについて日本側はいくらと算定したのか。交渉過程で日本側から金額を示したことはあるだろう。

(椎名悦三郎外相)

非公式会談の場で示し合ったことはある。

(中尾博之・大蔵省理財局長)

請求権交渉の場で、韓国側が金額を示したことはあるが、双方が金額を出し合って議論するという事態はなかった。

(横道節男君)

外相はあると言ったではないか。韓国国会の特別委員会第10次会議録(1965年8月11日)で、無任所長官の元氏が説明している。民主党政権の鄭一永請求権代表の報告書を読み上げて、日本は最初に1,500万ドル、2回目に2,000万ドル、3回目に3,000万ドル、4回目に5,000万ドルの数字を示した。革命が起こって後、崔徳新外務部長が訪日して小坂外相と会って、最後に7,000万ドルの線まで行ったと言っているではないか。

(椎名悦三郎外相)

ただ今御指摘の点は、私は聞いたことがない。日韓双方の見解が大変離れていたし、その間に時間も経過し、しかも朝鮮動乱があり、積み上げ方式ではどうも埒があかない。さりとて、正常化を放置することもできない。そこで、一方において新しい国家が発足したのであるから、他方、日本の財力も勘案して経済協力とするという話が進められ、これと並行して、従来の請求権は、完全かつ最終的に消滅する、これを主張しないことで話が決まったものである。

(佐藤榮作首相)

14年の長きにわたる交渉であるから、全部の経緯をお答えするわけにはいかない。一番重要なことは、在来の積み上げ方式から経済協力という形に変わってきていることである。これにより、請求権問題に終止符が打たれたのである。いつどうなったかという経緯は、一々お答えすることはできないことをはっきり申し上げておきたい。

在韓財産に対する請求権の主張撤回の理由について

(戸叶里子君)¹¹

日本政府は、1957(昭和32)年12月31日にアメリカ政府が述べた口上書と日韓間の声明書で、従来行ってきた在韓財産請求権の主張を突如として撤回した。この突然の変化、解釈を変えた理由は何か。国民の私有財産を放棄したのであるからことは重大である。

(椎名悦三郎外相)

大村の抑留朝鮮人、また日本側としては韓国による拿捕漁船の問題があり、これらの問題を解決するためには、従来の解釈を変えて現在の状況に至った。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

拿捕漁船、抑留者の問題を解決したのは1957(昭和32)年12月31日である。サンフランシスコ平和条約の第4条の中で軍令33号の効果が認められた条項は、最後の署名直前に入ってきたものであり、我々は非常に驚いた。それまでは相互放棄とかの案も考えられていた。アメリカ側の最初の立場は、日韓両者が話し合えばよい、改めて平和条約で決めておく必要はないというものであった。しかし、韓国側が泣きついてアメリカの新しい解釈が出てきたわけである。日本としては、若干の交渉技術も考慮し、韓国側が800億ドルを提示してくることも予想されたので、一応在韓財産に対する権利を留保する建前で交

渉した。結局、57 年未までに抑留者の引き取り等すべての懸案を解決して、交渉を軌道に乗せるという考慮から、交渉上突っ張っていた立場を譲り、日本側も止むを得ないと考えていたサンフランシスコ平和条約の解釈に戻った。

(岡田春夫君)

岸総理の時、昭和 32 年 12 月 31 日に日韓の覚え書きがあるはずだ。これに基づいて、拿捕漁船の問題、大村の抑留朝鮮人の問題並びに文化財 106 点を返還するという秘密協定があるはずだ。これが公表されていないから敢えて秘密協定と言いたい。

(椎名悦三郎外相)

すでに発表しているものであり、改めて資料として提出する。

(戸叶里子君)

日本側が在韓の日本人の財産はあると 1957 (昭和 32) 年まで主張してきた根拠は、アメリカの出した軍令 33 号が国際法違反であるから、ということではなかったのか。第 38 回国会の中川条約局長は「軍令 33 号というものは、ヘーグ陸戦法規 46 条に決めてあるものを越えた措置であると考えております。」と答弁している。「越えた措置」とは違反であると言ってよいのではないか。

(藤崎万里・外務省条約局長)

簡単に申せばそのとおりであり、違反であると言ってもよいと思う。

(戸叶里子君)

それでは、請求権の問題に関して講和条約第 22 条に紛争の解決事項があるわけだから、国際司法裁判所に提訴すべきではなかったのか。また、講和条約締結後も岡崎外相は、韓国に残してきた日本人の財産権はあると国会で答弁していたではないか。

(藤崎万里・外務省条約局長)

平和条約でそういう請求権を一切放棄しているからである。平和条約 4 条 (b) 項で言及している軍令 33 号の措置は終戦直後にとられたものであり、平和条約より前である。したがって、平和条約第 19 条で「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄」する、これに含まれる。また、平和条約締結後の国会答弁は、実態の説明であり、何か混同されているのではないか。日本政府は 4 条 (b) 項に関してはアメリカの解釈が正しいという立場をとっており、終戦直後に完全に没収されているわけである。

(戸叶里子君)

平和条約が締結されたのは 1952 (昭和 27) 年であり、1957 (昭和 32) 年末に請求権がなくなりましたという声明を出したのである。韓国が日本の財産を没収するなら分かるが、アメリカが介入している。だからヘーグの陸戦法規に違反しているのではないのか。

(藤崎万里・外務省条約局長)

軍令 33 号は終戦直後にとられたものである。没収の効果は平和条約の発効前である。それで日本は請求権を放棄した。

(戸叶里子君)

違う。軍令 33 号でアメリカは韓国にあった日本人の財産を没収してはいない。単に取

得しただけであり、1948(昭和 23)年 9 月 11 日だったと思うが、米韓の協定により韓国に委譲したのである。先ほど、韓国がアメリカに泣きついたら、声明書を出したと答弁したではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

平和条約第 19 条関係の説明は、先に述べたとおりである。4 条 (b) 項の解釈については日本政府の見解が変わったことは事実である。しかし、平和条約を国会で御承認いただくときには、当時の西村条約局長は、その後日本政府も結局賛成したアメリカの解釈と同趣旨の説明をしていた。その後、なぜあのような解釈(日本人の私有財産権があるという説明)をしていたかという、韓国との交渉技術上の考慮があったからである。

(石橋政嗣君)¹²

この条約の第 2 条第 1 項は「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951 年 9 月 8 日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条 (a) に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」とされている。第 4 条 (b) 項が全然出てこないのはなぜか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

平和条約第 4 条 (b) 項は問題提起しているのではなく、軍令 33 号は処理の効力を承認するというので、それは 4 条 (a) 項で全部カバーされているものの、一部について記述している。(a) 項で、日本と韓国それぞれの国民の間の財産請求権問題全般について特別取決めを主題としている。(b) 項では、韓国にあった日本の財産、権利、利益について在韓米軍当局がとった処置の効力を承認するというのであり、これは (a) 項の内容の一部をなしている。

(石橋政嗣君)

(b) 項解決のために交渉が行われてきたのであり、アメリカまで介在していることは明らかである。最終的に処理されたものが今回の条約に出てこなければならないが、どこにあるのか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

4 条 (b) 項については、サンフランシスコ平和条約ですでに処理されているので、日韓間で新たに処理する問題ではない。

(石橋政嗣君)

それでは、1957(昭和 32)年 12 月 31 日の口上書、同日付けの日本国外相、大韓民国代表部代表との間の合意された議事録のうち、請求権に関する部分、これら何のためにあるのか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

4 条 (b) 項についての日本政府の解釈が、当初から、日韓交渉に入るときに若干変わって、それは 1957(昭和 32)年末に元の立場に戻ったことは前回御説明したとおりである。そのことは昭和 36 年に全部説明している。この 4 条 (b) 項で、財産、権利、利益は全部処理されたというのが平和条約の処理である。また、日本政府はこれについて文句

を付けないというのが平和条約第 19 条である。

(石橋政嗣君)

日本政府は、国民の財産権の所属変更、移転まで承認したのではない、外交保護権を放棄しただけだとの解釈をとってきたのではないか。

(椎名悦三郎外相)

外交保護権だけを放棄した。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

外交保護権はそのとおりである。個人の請求権は相手側は認めないであろうということも申しているのである。条約においてこれを日本政府が放棄したということではない。

(石橋政嗣君)

個人の請求権は残る、そのつもりで韓国政府を相手に訴訟を起こそうにも、それは無理でしょうということであれば、請求権がないも同じではないか。今回の条約の中で何らかの措置が採られていれば別だが、何もなし。これでは、実質的に個人の請求権まで日本政府が抹殺したのと同じではないか。個人の請求権も実質的に放棄した。しかも請求権者、所有権者の承諾は得ていない。そうであれば、必然的に日本の憲法第 29 条第 3 項（私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。）に基づいて補償の義務が生じるのではないか。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

日本の国民が持っている在外財産の法的地位に関しては、その所在する外国の法令の下にある。外国の法令においてその財産権の基礎が失われた場合、日本の国民がそれを争うことができるか否かは、その国の国内法の問題となる。現在問題になっているのは、そうした措置があったとして、外交上の保護をする地位を放棄したということであって、財産権自身を日本が放棄したということではない。日本国憲法の第 29 条第 3 項は、日本の公権力によって収用した場合の規定であって、この場合当てはまらないのであり、憲法上の補償にはならないと解釈する。

(石橋政嗣君)

法解釈は分かっている。私は内閣、政府の責任を追及しているのだ。国の利益のために個人の財産が犠牲になっているのだ。当然、補償の問題が出てくると思うが、いかがお考えか。

(椎名悦三郎外相)

個人の請求権を放棄したというのは適切な表現ではない。政府がこれを一旦握ってそれを放棄したのなら別だが、あくまで政府が在韓請求権というものに対して外交保護権を放棄した、その結果、個人の請求権を主張しても、相手側が取り上げないという状態はどうすることもできない。結論として、救済することはできない。

(戸叶里子君)

韓国にあった日本人財産は、アメリカの軍令 33 号により、これを取得されたのであり、没収されたのではない。これが 1948 年の米韓協定の第 5 条により韓国に委譲されたのである。そして、その第 6 条において明確に規定されているように、法的に明確な財

産は、その人の申し出があるまでは韓国がこれを管理する、そしてもし韓国と日本との間に特別な処理を決めない限りは、所有者がいれば必ず所有者に返る、とされているではないか。これでも財産権はないと言うのか。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

その法的地位が当該財産の所在する外国の法制によって運命が決するというの是一般理論として言うまでもないことだと思う。軍令 33 号の処理の効力を承認することでその運命が決まったということになる。それは外交保護権の放棄そのものではあるが、それ自体の運命はそういう協定によって決せられる、という解釈になり、結果は同じことである。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

米韓協定第 6 条は、韓国にあった戦勝国、つまり連合国の国民の財産について、日本側が戦争中に何か措置を採っておいて、それを日本の財産だと思って韓国に渡すと、連合国の国民が不利益を被ることになるので、その点について注意喚起したものである。

(戸叶里子君)

そうではない。第 6 条は、大韓民国政府に委譲された財産は、正当な所有者が適当な時日内に返還を請求し、同所有者に返還されるまで大韓民国政府はこれを管理する、と規定されている。平和条約後の国会においても、岡崎外相、中川条約局長、高橋条約局長は、韓国へ置いてきた私有財産権はあると明確に答弁してきた。だから、1961 (昭和 36) 年に池田・朴会談により、何とか法的地位の根拠のあるものにしようという話しになり、その翌年、金・大平メモで政治的に解決しようということになったのである。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

最初アメリカと同様の解釈をとっておきながら、日韓交渉のある段階からこれと異なる解釈をとったということは、戸叶委員に説明したとおりである。しかし、アメリカ解釈と同じ解釈を再度とるようになって以後、日本政府当局者が日本国民の財産、権利、利益がそのまま残っているとお答えしたはずはない。

(石橋政嗣君)

外務省情報文化局が出している『世界の動き』特集号の 6 で、「わが国が韓国に請求しているのは、そのうち私有財産の返還である。それは私有財産尊重の原則が歴史的にいつの時代にも認められてきたし、また朝鮮からの引揚者の利害がこの問題と密接に結びついているからである。しかも、日本人が朝鮮に残してきた財産は、はるばるわが国から渡鮮して 30 余年の長きにわたり粒々辛苦働いた汗の結晶にほかならない。(中略) ある人の計算によると、終戦当時朝鮮には日本人の私有財産 (すなわち国有財産や公有財産は別として、個人財産と私企業財産だけの合計) は約 730 億円あったということである (当時 1 ドル約 15 円であった)。今かりに、その中の 60 % がいわゆる「38 度線」の北鮮にあり、40 % だけが南鮮にあると仮定して、しかもその 65 % が戦災で消滅したと推定すると、現在韓国内には約 100 億円の日本人私有財産が残っている計算になる。その他にも、帳簿尻の精算などを勘定に入れると日韓相互の請求権は次のようになる。日本が韓国から受け取るべき額約 140 億円、日本が韓国に支払うべき額約 120 億円、差引受取額約 20 億円、そこで、かりに韓国の主張のように、日本が韓国に対し請求すべきものは一銭も無く、請求

権というのはもっぱら韓国が日本から受け取る額の問題に過ぎないことであれば、この人の計算に従えば、終戦当時の金で 120 億円を支払わなくてはならないことになる。在韓財産の一切合切をファイにした上に、さらにこのような巨額を支払うということは、わが国民の決して納得しないところであろう。」この外務省の見解こそ現在の日本の国民の気持ちではないか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

ただ今読み上げられたのは、1953(昭和 28)年 10 月 22 日の情報文化局長の談話である。これは米国解釈とも、平和条約締結の際の国会での御説明申し上げた政府の見解とも異なる。韓国との交渉で腹一杯の主張を行っていた段階での発表である。

(石橋政嗣君)

これが外務省の当時の正式見解であることをお認めになったから、それでよい。ではそれを変更せざるを得ない条件があったというならば、いつの時点でどのようなもので解決したのか。1953(昭和 28)年当時の外務省の態度から、平和条約第 4 条の (b) が平和条約発効の時点で解釈したなどという結論がどうして出てくるのか。それが何らかの事情により変更を見た。それにより多くの引き揚げ者が大変な損害を被っているのである。その人達に明確に説明するのは政府の責任ではないか。

(椎名悦三郎外相)

米国解釈をとって、一切の請求権はこれを主張しないということになったのは、1957(昭和 32)年になってからである。

(石橋政嗣君)

昭和 32 年というのは、平和条約第 4 条の解釈に関する米国政府の見解を伝えた在日米国外大使の口上書及び昭和 32 年 12 月 31 日付の日本国外務大臣と大韓民国代表部代表との間に合意された議事録のうち請求権に関する部分、これですね。そして、後段において、ただし、「平和条約第 4 条 (a) に定められているとりきめを考慮するにあたって関連があるものである。」すなわち韓国が日本に請求しているものと関連があるものである、こうした二つの柱に支えられた口上書であることも認めるか。

(椎名悦三郎外相)

さようである。

(石橋政嗣君)

前段において、昭和 32 年 12 月 31 日の時点で、個人の請求権、財産権まで日本政府は放棄した。しかし、韓国の対日請求権との関連の上で考慮する、ということになった。これは明らかに日本政府は、この時点で韓国の対日請求権との相殺のために日本国民の在韓財産を振り当てたということになる、それを認めたことになるのではないか。

(椎名悦三郎外相)

しかし、その後、韓国の対日請求権というものを両国間で突き合わせたが、法律上の根拠、事実関係が非常に不明確である。時間もたっており、その間に朝鮮事変もあり、これをいかに追求しても結論に到達することはできないので、別の形にして、無償・有償合わせて 5 億ドルの経済協力を行うとともに、それと並行して対日請求権を終局的に完全に消

減させるということになった。したがって、その関連というのとはなくなった。

(石橋政嗣君)

そうであれば、引き揚げ者の人たち、財産を韓国に置いてきた人たちは、自分たちの財産というものを国益に供したことになる。口上書と合意議事録によって、韓国の裁判所に訴えて返してくれとは言えなくなった。また、向こうの国内法によっても不可能となった。そうであれば、日本政府に補償の義務が生ずるのではないか。総理の見解を伺いたい。

(佐藤榮作首相)

平和条約から見て在外資産についてはいろいろ問題が残っているが、法律的には一応片付いている。在外資産をいかに処理すべきかについては、いわゆる在外財産問題審議会ができており、そこでは憲法上の問題としてではなく、一般的な問題として結論を出すという方向である。

(椎名悦三郎外相)

請求権をこれに振り替えたと言うような趣旨を申し上げたのではない。念頭に置いて請求権問題を処理した。韓国が独立したのであるから、日本の財政事情も考慮しながら、お祝いと言っては語弊があるが、立派に育つようということで、経済協力の問題は考えられている。

(石橋政嗣君)

いただいた資料の「日韓予備交渉において両首席代表間に大綱につき意見一致を見ている請求権問題の解決方式、昭和39年12月10日」にもはっきり書いてあるではないか。3億ドルと2億ドルを決めたとき、「上記無償、有償の経済協力の供与の随伴的結果として、平和条約第4条に基づく請求権の問題も同時に最終的に解決し、もはや存在しなくなることが日韓間で確認される。」これで相殺されていることは明らかである。本来、私有財産権の放棄については、直接政府が判断して対処すべき問題であると思うが、今はすでに審議会にかけている。その審議会が補償すべしとの結論を出した場合には、必ずこれを実行すると言明いただきたい。

(佐藤榮作首相)

もちろん審議会の答申、調査の結果については尊重したいし、しなければならない。その様な場合には政府は責任を持ってこれを処理する。

カ 法的地位の問題について

(横山利秋君)¹³

外国人登録上の国籍欄の韓国あるいは朝鮮の記載の問題について伺いたい。先の本会議において、総理は「私どもは朝鮮国籍を認めていないが、別に条約上の義務は生じていない。国内問題として処理するつもりであり、在来より悪い扱いはしない。国籍変更についても、朝鮮から韓国への変更を進めるが、韓国から朝鮮への変更を断るようなことはない」と述べている。これに対し法務大臣は「韓国から朝鮮への変更は、そう簡単にできるものではないので、原則としてこれを認めない方針である。これは人道に反するものではなく、人権宣言に違反するものでもない。」と述べている。本日(昭和40年10月27日)

統一見解を公表したが、その理由は何か。

(佐藤榮作首相)

あまり違っているとは思わないが、一部、一見違っているような印象を与えるので統一見解を出した。

(石井光次郎法相)

国籍欄の扱いについては変わらない。昭和 25 年 2 月 23 日に、韓国への登録の書換えを認める法務総裁談話が出た当時は、我が国は占領下であり、他国を承認したり、外国人の国籍を判定し得るような立場になかったこと、朝鮮戸籍に属する者は、外国人登録上は外国人と見なされていたものの、日本国籍をまだ有していたことから、朝鮮とか韓国は単なる用語であると言わざるを得なかった。ところが、昭和 27 年 4 月 28 日の平和条約の発効により、日本国は大韓民国を承認し、元朝鮮戸籍の者は日本国内に居住したまま外国人となった。これらの地位の者の法的地位は確定されないまま、昭和 27 年の法律第 126 号により、一般外国人と違った待遇で日本に居ることになった。日本が独立状態にない時期は朝鮮にせよ、韓国にせよ、いずれもいわゆる符牒あるいは用語という状態であった。しかし、現時点においては、朝鮮から韓国への書換えを認めてきた経緯、これが長年にわたって維持されてきた事実、また韓国が実質的に国籍と同じ作用を果たしてきたという経緯等にかんがみ、その記載は大韓民国の国籍を示すものと考えざるを得ないのであるから、この見解を明らかにしたのである。したがって、韓国は国籍として扱い、朝鮮は国籍でないという扱いとなった。

(横山利秋君)

私が質問しているのは、統一見解が出るまでは、朝鮮、韓国、大韓民国という言葉は用語であって、統一見解が出されてから韓国だけは国籍と認めるのか、ということである。

(石井光次郎法相)

法務省が国籍欄の書換えの手續上、国民登録証の提示を要件としたのは、昭和 26 年 2 月の通達からである。一度朝鮮に入れられた者が韓国に移る場合、代表部に登録して国民登録証を持っている者が書換えの申請を行ったのであるから、私どもは、先の国民登録証を持つものと同じと判断し、韓国籍を持つ者という扱いをしている。

(横山利秋君)

昭和 25 年 2 月 23 日の法務総裁談話以来、昭和 25 年 8 月 15 日の通達、昭和 28 年 12 月 25 日の通達、昭和 31 年 1 月 7 日の通達、これらすべて通達は用語説を採っているではないか。その当時からも国籍であったというのは矛盾するのではないか。これまでずっと用語説を採ってきたのであり、本日の政府統一見解により、本日から国籍とみなす、このように見るべきではないか。

(八木正男・法務省入国管理局長)

我々が従来用語であるとの見方をしてきた理由は、この問題が国籍の書換えの問題ではなく、朝鮮人の待遇の問題として論議が集中していたことにある。昭和 25 年の法務総裁談話が出たときはまだ占領中であり、司令部の勧告を拒否することはできず、いろいろな理由から用語として受け取ってきた。平和条約発効後は、日本は完全に独立したわけであ

るから、独自の立場で国籍の認定をしてよいことになった。平和条約発効の際に、政府の見解を決めた上で諸般の行政が行われれば何も問題はなかった。入国管理庁は、昭和 26 年に初めて設立されたのであり、それまでは外国人管理行政というものはほとんどなかった。わずか数百名の全く経験のない役人を集めて入国管理庁を作ったが、それが 60 万に近い朝鮮人の問題を扱うこととなった。しかし、当時は密入国、強制退去という問題が山積しており、理論的に国籍の問題を詰めていく余裕がなかったので、これまで用語という立場に立って説明をしてきた。協議の結果、既に本人が自由意思をもって韓国の国籍であると申請し、それを裏付ける国民登録証という国籍証明の文書があれば、これをもって韓国の国籍と認めるのが当然であるとの結論に達した次第である。

(横山利秋君)

昨日までは用語説であって、今日から韓国は国籍となるのか。

(八木正男・法務省入国管理局長)

従来から国籍と見るべきものであったにもかかわらず、入管当局がそういうことを言明しなかっただけであり、既に前から国籍と認めている。

(横山利秋君)

昭和 25 年 2 月 23 日の法務総裁談話の要点は「右は単なる用語の問題であって、実質的な国籍の問題や国家の承認の問題とは全然関係なく、『朝鮮人』或いは『韓国人』、『大韓民国人』のいずれを用いるかをもって、その人の法律上の取り扱いを異にすることはない」である。昭和 25 年 8 月 15 日付民事第 2177 号通達、昭和 31 年 1 月 7 日付民事甲第 2568 号民事局長の回答も、そしてその後もすべて同様である。また、本年(昭和 40 年) 3 月 18 日の参議院法務委員会において、八木局長は用語説を採っているではないか。60 万人の朝鮮人の人々は、朝鮮、韓国、大韓民国が符号、用語だと聞かされてきて、今日になって突如、昭和 26 年の 14 年も前に遡って、韓国は国籍だったと言い張るのか。

(佐藤榮作首相)

在日韓国人の問題は、これまでも GHQ 時代からいろいろ変転があり、大韓民国の独立という事態にも、日本政府が扱いをはっきりさせなかったことは残念であった。朝鮮という言葉では明確性を欠くが、大韓あるいは韓国であれば、これは国を表しているから用語としても適当であり、国籍とみなしても適当ではないか、というのが今回の処置である。もちろん国籍選択の自由が前提であり、日本政府が勝手に国籍を決定することはない。

(高辻正巳・内閣法制局長官)

用語だと法務当局がかつて言ってきたことも事実であるが、用語だという見地から国籍的な表示を勝手に変えられるかが本質の問題である。韓国籍を取得する場合、本人の意思だけでなく、韓国政府の認定が備わっているものであれば、日本政府が勝手にそれ以外のものに変えることはできない。これは原理原則としては当然であって、今日決まったということではない。本日示された統一見解はそれを整理したものである。

外国人登録令上の登録の問題として、当時日本人として、そしてその後も平和条約が発効するまでは法律的には日本人であったわけである。その日本人であった者に対して、実は国内法の取り扱いとして外国人とみなす措置を採ってきた。そのみなすという措置にお

いて朝鮮という表示をしていたわけである。したがって、当時、それが用語であったことは言うまでもない。朝鮮という国籍を表示したものではないことは明らかである。朝鮮から韓国に表示を変える場合には、日本政府が勝手にやったのではなく、本人の意思もさることながら、その国と国民との関係が重視されることから、今日は朝鮮、明日は韓国、その後また朝鮮と勝手に変えることはできない。それは国籍として取り扱うべき実態があることから、勝手に変えられないという意味において、統一見解が出されたわけである。

(横山利秋君)

全国の津々浦々の村役場、区役所に至るまで、この国籍問題の紛争がある。政府は一貫して用語説を採ってきた。昨日までは用語だと説明してきておきながら、実は腹の中は国籍だと思っていた、ということなのか。

(佐藤榮作首相)

問題になっているのは、韓国政府の証明なしに、本人の意思だけで登録した時期が昭和24、25年当時にわずかながらある。このような場合も韓国籍と考えるのが適当である。

(八木正男・法務省入国管理局長)

平和条約発効の際にはっきりすべきであった。入管の怠慢と言われても認めざるを得ないが、我々は止むを得ず用語で処理してきた。今後はこれを国籍として見ることをはっきりさせた。私が前国会において行った「しかし、是が非でも書き換えて欲しいという強い要望がありましたら、私どもはいつでも直すことにやぶさかではございません。」との答弁が朝鮮総連などで印刷され、全国に配られ、市町村の窓口で紛争になったことは、はなはだ申し訳ないと思う。ただし、強い要望とは国籍欄の変更の申請書にいたずらに激越な文言、形容詞を羅列することではなく、本当に胸を打たれる家庭的、個人的理由のある場合、できるだけのことをしたいという気持ちを表明したものである。

(横山利秋君)

民事局に対する照会は、南鮮において出生し、昭和15年から引き続き日本に在住している朝鮮人が「韓国又は北鮮のいずれの国籍を持つと見るべきか、そのいずれの国籍をも持たないとすれば、いかなる国籍を持つか。」であった。これに対し、民事局長の回答は「平和条約第2条(a)の規定に則り、それらの者の現国籍は一律に朝鮮であるとして取り扱っている。」である。つまり、韓国籍を認めなかった。認めなかったために国家賠償法の適用がされなく却下された。総理は北朝鮮の、朝鮮民主主義人民共和国の国籍を希望する者に影響はないと言うが、問題が起こることを承知で14年前に遡るというのか。

(佐藤榮作首相)

韓国或いは大韓民国、朝鮮と3つの書き方があるが、韓国及び大韓民国は国籍を表すものであると考える。朝鮮は用語であることに間違いはない。

キ 韓国陸軍部隊のベトナム派遣と経済協力について

(横道節男君)¹⁴

1月8日、韓国は陸軍部隊2,000人を南ベトナムに派遣することを決定し、既に派遣を行った。8月14日の韓国の国会で強行採決が行われた前日の13日、いわゆる戦闘師団1

万5,000人の派遣を決定し、すでにベトナムに到着し戦闘に加わっている。経済協力というのは、韓国の軍事力を増大させ、38度線の国際緊張を増大させるようなことがあってはならない。韓国軍のベトナム派遣はこの国際緊張を増大させるだけではないか。経済協力は軍事力増強に結びつくと誤解を与えるのではないか。そうであれば、総理としては、朴大統領に韓国軍の派遣は止めるよう言うべきではなかったのか。

(佐藤榮作首相)

私はさように考えなかったので、しなかった。

(横道節男君)

韓国の部隊は全部国連軍の指揮下にあり、国連軍司令官の指令の下に行ったのか。

(椎名悦三郎外相)

国連軍の指令の下に行ったとは思わない。ただし、了解を得て行ったと思う。

(石野久男君)¹⁵

韓国はベトナムに軍隊を送っており、実際に戦闘を行っているので、朝鮮戦争で休戦協定の中であって、交戦国になるのではないか。こうした国と国交正常化をする場合、戦争の恐怖、戦争に巻き込まれる危険性を感じないのか。

(佐藤榮作首相)

朝鮮半島は休戦協定の中にある。これを基礎として、71か国が韓国を承認し、23か国が北を承認している。14年に及ぶ日韓交渉とベトナムとは関係ない。韓国が韓国自身の立場でベトナムに派兵しているのであり、我が国が戦争に巻き込まれる危険はない。

ク ポツダム宣言、カイロ宣言、モスクワ3国外相会議宣言と北朝鮮の関係について

(石野久男君)¹⁶

ポツダム宣言、カイロ宣言、朝鮮に関してはモスクワ3国外相会議宣言がある。これらを朝鮮に関する問題として全く考慮する必要はないと考えるか。

(佐藤榮作首相)

日本は無条件でポツダム宣言を受諾した。カイロ宣言は戦争中のものではあるが、ポツダム宣言はこれを引き継いでいる。朝鮮に関しては、国連が幸いにも南北統一の具体的提示をしており、また朝鮮半島において権威を確認している。国連中心という立場からこれを尊重するのは当然である。

(石野久男君)

ポツダム宣言は、カイロ宣言の「朝鮮の自由独立をもたらしむ決意を有す」という考え方を受けている。その様な考え方で朝鮮問題を外交的に処理する立場を採るのか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

日本はポツダム宣言を受諾したが、カイロ宣言に書いてある一字一句まで日本が全部賛成した、つまり台湾、満州、澎湖島が中華民国に返還されるとか、朝鮮の独立を認めるとかということは履行しなくてはならないが、台湾を盗取したとか、朝鮮で貪慾をやったとかいうことまで全部日本が賛成しなければならぬという意味が含まれているものとは考えない。

(石野久男君)

ポツダム宣言を受諾したとき、どういう条件を付けたのか。

(藤崎萬里・外務省条約局長)

条件を付けるということではない。ポツダム宣言第8項の「『カイロ』宣言の条項は履行せれるべく」という趣旨は、いろいろ敵国が形容詞的に使った動詞まで日本が全部賛成するという意味は含まれていない。

(石野久男君)

過去の歴史的な反省に立ったところに朝鮮に対する外交政策があるのではないか。そうであれば38度線の北にある朝鮮民主主義人民共和国に対しどのような考えを持っているかがなければ、過去の歴史に対する反省は出てこないのではないか。

(佐藤榮作首相)

今は韓国との条約を御審議願っている。この条約では北については全く触れていない。ただし、触れていないからと言って、これまでの扱いを変える考えはない。国連の決議のとおり私どもが行い、その後も国連決議は確認されており、国連中心に物事を考えている。ただし、南北統一については、大韓民国は国連の方式を承諾しているが、北はこれを拒否しているのが実情である。

(椎名悦三郎外相)

戦争終結直後から、国連は朝鮮の平和的統一という問題を掲げ、これに対する決議等を行っている。一方、米、英、ソ連3か国がモスクワ宣言を行い、その宣言に基づいて米ソが共同委員会を作り、国連の趣旨に従い南北の平和的統一を図るために臨時朝鮮委員会を作ることを提唱したが、ソ連が信託統治の問題を提唱し、これに反発した李承晩その他の人が協議参加を拒否したために、ソウルにおける会合が決裂した。その後、国連決議に基づき、臨時朝鮮委員会が作られ、これが朝鮮に渡り、国連監視の下に自由選挙を施行して統一政府を作る努力をした。しかし、北鮮が臨時朝鮮委員会の入国を拒否した。このため、止むを得ず南だけについて自由選挙を行い、これに基づいて韓国政府が成立した。拒否したのは北鮮であることを考慮して論議しなければならない。

(石野久男君)

それは違う。共同委員会方式の時、ソ連は、朝鮮問題を平和条約の締結と関連した連合国の戦後処理の問題であるから、それは国連憲章第107条に違反している、としてこれに反対した。アメリカがこれを蹴って、一方的に国連に持ち込むという形をとったのではないか。臨時朝鮮委員会は何か国で構成され、表決はどうであったのか。

(椎名悦三郎外相)

社会党は、国連憲章第107条を持ち出して、第195号決議が違反であると主張されるが、何をもってそう言われるのか不思議でならない。第107条はいわゆる敵国条項であって、これを一口で言えば、旧敵国に対して少々手荒なことをやってもよろしい、という趣旨の規定である。これと第195号決議とは関係がないのである。日本から独立させるということであれば、それは戦後処理問題かもしれないが、そうではなく、独立した朝鮮にいかなる統一政府を作るかという処理について、その現地報告をやったのが第195号である。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

臨時朝鮮委員会の構成メンバーは、オーストラリア、カナダ、中国、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、ウクライナ・ソビエトの9か国であったが、その後ウクライナは加入しなかった。

(石野久男君)

当時の状況からして、臨時朝鮮委員会は動けなかったので、中間委員会で協議するということになった。その協議の中で、中間委員会は、立ち入り可能な朝鮮の地域に関して国連総会の決議を実施することが、臨時朝鮮委員会の責任である旨の決定をした。その表決結果はどうであったか。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

まず、国連小委員会において、北朝鮮には委員会が立ち入れなかったけれども、南の韓国半分のみで選挙を実施するか否かを表決に付した。その結果は、賛成 31 票、反対 2 票、棄権 11 票であった。この結果を受けて、臨時朝鮮委員会において、更に表決に付したところ、賛成 4 票(インド、フィリピン、エルサルバドル、中国)、反対 2 票(オーストラリア、カナダ)、棄権 2 票(フランス、シリア)であった。

(石野久男君)

9票のうち賛成 4 票、反対 2 票、棄権が 2 票であった。これで国連監視下の選挙なるものに入っていったのである。これが実情である。

(佐藤榮作首相)

これは適法に行われたと考える。

(石野久男君)

アメリカの強引さによって、中間委員会が、立ち入り可能な朝鮮の地域に関して国連総会の決議を実施するという形で、国連監視下の選挙を持ち込んだのである。第 195 号()は、そもそも国連憲章第 107 条、あるいは民族自決、内政不干涉という問題を全部抹消する形で行われたのである。米ソ共同委員会が朝鮮の独立に関して責任を持っている中で、アメリカが強引にこのような形にしたことを指摘しておかねばならない。それ故、今回の条約の第 3 条により朝鮮問題の処理は根拠が非常に薄い、しかも 36 年にも及ぶ支配の反省も含めて処理すべきとの立場から言えば、その条件を十分に満たしているとは言えない。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

共同委員会は米ソ間の意見の不一致により流産となったので、1947 年 2 月、米国の要請により、初めて国連の第二総会にこの朝鮮問題が議題に上った。その後、11 月 14 日に決議ができて、国民議会の選挙施行を監視し、国民政府の形成を支援する任務を有する国連臨時朝鮮委員会の設置が決定された。しかし、北朝鮮が同委員会の立ち入りを拒否したので、1945 年 5 月の南朝鮮で行われた選挙のみを監視することができた。この選挙に基づき 8 月 15 日に大韓民国政府が樹立された。他方、北朝鮮の方では、1948 年 8 月に最高人民会議代議員の選挙が行われ、9 月 9 日に朝鮮民主主義人民共和国の樹立が宣言された。そして 12 月の国連総会において、国連決議 195 号決議が採択された。そして、このあ

と、1950年の朝鮮動乱へと続いた。

(石野久男君)

第2回国連総会の11月14日の第112号決議の()はいかなる内容か。

(後宮虎郎・外務省アジア局長)

まずA項において、第一義的には朝鮮人民が決める問題である。その第2項で、軍の傀儡政権ではない政府が任命されたことを観察するために、全朝鮮を旅行して観察する権限を持つ国連臨時朝鮮委員会を直ちに設置する。B項において、朝鮮の民族的独立が確立されるべきことを再確認した上で、その後すべての占領軍ができるだけ早く撤退すべきである旨を述べ、メンバー国を指定している。その第2項において、「朝鮮人民の自由と独立の迅速な達成について、委員会が協議することができ、且つ、国民議会を構成し朝鮮国民政府を設立することのできる代表者を成年選挙制無記名投票によって選ぶ選挙が1948年3月31日以前に施行されることを勧告する。各々の選挙区又は選挙地帯からの代表者の数は、その住民に比例し、また、選挙は、委員会の観察の下に行われるものとする。」とされている。選挙の後、できるだけ速やかに国民議会がまず会合し、国民政府を樹立する。そして、政府が樹立されれば、正規の国家保安隊を組織し、占領国の軍隊はできるだけ早く、できれば90日以内に朝鮮から撤退するよう、占領軍国と新しい政府がお互いに打ち合わせるよう勧告している。

以下、次号以降

【参考文献】

参議院外務委員会調査室「日韓条約及び諸協定について」参議院常任委員会調査室『立法と調査』第10号、1965年9月

参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定に関する参考資料』、1965年10月

参議院外務委員会調査室『日韓問題』(参外調38号)、1962年11月

賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959年11月

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957年4月

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999年11月

大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984年3月

川田侃、大畑英樹編『国政政治経済辞典』東京書籍、2003年5月

1 第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第3号4、5頁(昭40.10.26)

2 第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第6号10、11頁(昭40.10.29)

3 第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第3号6頁(昭40.10.26)

4 第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第4号12～16頁(昭40.10.27)

- 5 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 10 号 10 ~ 12 頁
(昭 40.11.5)
- 6 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 3 号 7 頁
(昭 40.10.26)
- 7 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 4 号 4 頁
(昭 40.10.27)
- 8 同上 3 頁
- 9 同上 5 , 6 頁
- 10 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 5 号 16 ~ 18 頁
(昭 40.10.28)
- 11 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 6 号 12 ~ 15 頁
(昭 40.10.29)
- 12 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 10 号 16 ~ 21 頁
(昭 40.11.5)
- 13 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 4 号 18 ~ 25 頁
(昭 40.10.27)
- 14 第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 5 号 14 頁 (昭
40.10.28)
- 15 同上 29、30 頁
- 16 同上 22 ~ 26 頁